

中村三近子の『切磋藁』について

——民間教導論へのいとぐち——

和田 充 弘
(社会学部嘱託講師)

はじめに

『切磋藁』は近世京都在住の牢人、民間教導家・著述家である中村三近子（一六七一～一七四二）^①が享保七年（一七二二）に稿を成した著作の写本史料である。その所蔵者である中野三敏氏は三近子の通称、経歴、著作傾向の例証にこれを用い、將軍吉宗への政治意見を連ねて目安箱に投じられた『山下広内上書』^②に対する、批判の書としてこの書物を紹介している。^③

本書は時間的に捉えた場合、元禄一三年（一七〇〇）の『漢誹沓付』以降、長い空白期を経て、享保一四年からの数年間に往来物、教訓書などを集中的に量産した三近子において、出版界への再登場をはかる前提にどのような思想がみられたかを知る貴重な手掛かりとなろう。

また『切磋藁』が批判する『山下広内上書』についても、享保

六年九月の投函直後に吉宗が閲読し賞賛した経緯を含め室鳩巢がその読後感を報告し、寛政二年（一七九〇）には老中松平定信も同僚に回覧し意見を交換している。そして三近子も『象の貢獻』で吉宗の「聖代」を賛美し、『六論衍義大意』の頒布に触発され『六論衍義小意』を刊行している。他にも『山下広内上書』は当時吉宗の著作として盛行したが実は鳩巢の作である『明君家訓』を、『武士訓』との類似から井澤長秀（蟠龍子、一六六八～一七三〇）の作と推定しその絶版をも提案するが、鳩巢も自著たるを秘してこの一件に触れ、三近子は『切磋藁』で『明君家訓』を高く評価し、『四民往来』^④「士之部大意」で井澤の『武士訓』に好意を示している。さらに書誌的に捉えても、『武士訓』『明君家訓』いずれも柳枝軒茨木（城）多左衛門の刊で後者は前者の付録に位置づけられ、^⑤『山下広内上書』^⑥の写本自体、『明君家訓』や定信らの文書と合綴される例もある。

中村三近子の『切磋藁』について

これらの事実から『切磋藁』は当時の政治と教学にかかわる言説空間を他の人物や著作と共有するものであり、そうした大枠から民間での教導を活躍の場とする三近子を捉えなおす手掛かりにもなる(表1参照)。本稿では以上の観点を踏まえ、『切磋藁』の文献考証を試みることをとする。

一、書誌、著作意図および形式的特徴

『切磋藁』の書誌は以下の通り。中野三敏氏蔵、写本、一冊、縦二三、九×横一六、九cm、二三丁、表紙に外題「切磋藁」(直接書入)、その左下に貼紙「俊里御筆」、内題「論山下広内之上書」、その下に「中村綱錦子述」、半丁につき八行、仮名書き、本文は計一五条、同奥書は「寅(享保七年)六月 洛下清水寺坂隠士中村勘介辨」、「追加」(その下に「寅十二月廿九日 述愚意」)は計二条、同奥書は「寅十二月廿九日 中村綱錦子」。執筆の経緯については別途、『象の貢献』(同一四年五月刊)「日本近年十雨の瑞例」に「近き享保年中日本に聖代の十雨の嘉瑞ありしを不佞心を付て見出し心中いたましくて、其折から家童の節義を励まさんため、切磋藁といふ書物を、十四条(ママ)に編述して与へり。固より余吉凶荣辱の名聞に志なければ、世人の邪曲佞奸の人口のさもしき、世を諂ふの軽薄のと評ぜらる、も流石誉る、様になふて物くさく、切磋藁を印本にも鏤ずして、家童の外は武門の同志、一両輩に吹聴たるまで也」とある。泰平を象徴する「(五風)十雨」の実現に感銘を受けたのを機に、息子達の「節義」を

表1 『切磋藁』関連年譜

寛文 11 1671	三近子生
天和 2 1682	師・山崎闇斎没
元禄 8 1695	正月『書札調法記』(太字は三近子著作、以下同)刊
元禄 10 1697	二月中村三近堂『用文章指南大全』刊
元禄 13 1700	二月『漢俳沓付』刊
【長い空白期】	
正徳 5 1715	正月井澤長秀『武士訓』、正月室鳩巢『明君家訓』(ともに柳枝軒茨木(城)多左衛門刊)
享保 6 1721	八月目安箱実施、九月二日山下幸(広)内が投書(徳川吉宗と鳩巢は閱讀←『兼山麗沢秘策』)
享保 7 1722	四月鳩巢『六論衍義大意』刊、六月(本文15条)・十二月廿九日(「追加」2条)『切磋藁』
【言説空間への参入→集中的な量産へ】	
享保 14 1729	五月綱三近凹凸中『象の貢献』刊、九月綱錦斎中村三近子『四民往来』刊
享保 16 1731	三月徳川宗春『温知政要』序、七月『六論衍義小意』刊、十二月『温知政要輔翼』序
元文 4 1739	夏『南方紀伝』(三近子校訂)序
寛保 1 1741	三近子没
寛政 2 1790	正月松平定信、「山下幸内の上書」につき松平信明、松平乗完、本多忠籌と問答

奨励すべく書き与えたのが『切磋藁』であり、当初から版行の予定はなく、武士の知己一、二名に知らせる範囲に止めたという。事実、刊本は所在せず、他の写本も不明である。

表2に記載内容をまとめたが、書物全体から窺い知れる形式的な特徴について調べると、第一に、「追加」二条を除く一五条に漏らさず『山下広内上書』への批判が確認できる。

その表現の形態に留意して抜き出すと、①「古語に文王を称して小心翼翼たりといへり。然るに広内上書の全牒胆太にして小心の慎なし」(1)、「〔「忠信なる家来」「臣子の忠孝」からすれば〕主君の為に越王の舌をかるに及ぬ事明けし。ケ様の本を論せず、猥りに評をなすは放蕩の荒言なるべし」(7)、「五穀不熟の時に金銀が御食に成間敷と申上候口上、不足論」(8)、「当時は兵乱を語るは先其時節にあらず、不躰の至り也」(8)、「いかなれば広内如此に文盲〔差別的表現だが原文のまま引用〕なるや。天下の本は国にあり。国の本は家〔に〕欠」あり」(11)、「然共広内言葉ひらくして詞気おこれり。無礼の言葉は可悪。これを下克上の詞といふなるべし」(12)と、感情的、断定的に論難するもの、②「恐くは膠柱の語といふべし」(2)、「さして奉誓事にあらず」(3)、「碌々口上也」(4)、「広内等の匹夫の奉誓事にあらず」(5)、「広内が口上は婦人の愚昧案過しといふ物なり」(8)、「是井蛙の見にて狹論也」(9)、「甚以一概なり。……ケ様の御政事は下として不可奉論也」(10)、「広内源を不尋、支流の口上一笑に似たり」(11)、「是等を古より管天蠱海の見識とて甚以せばき論なり。……必広内ちつとも氣

中村三近子の『切磋藁』について

表2 『切磋藁』内容一覧

第1条	広内上書は総じて「小心翼翼」の慎みに欠ける
第2条	紀州藩出身か否かに拘泥せず、公正に幕臣を査定するのが將軍の器量
第3条	死罪と武断の抑制は歴代將軍に該当し、とりたてて評価すべき事柄ではない
第4条	常人並みの賞賛で將軍の權威をおとしめてはならない
第5条	金銀の流通による万民の富裕を提唱するだけでは墨子兼愛の説に陥る
第6条	吉宗は不信心との指摘に対し、神仏への信心は人民に強制するものではない
第7条	苟賤・韓信の特異な例で中国を否定し「武国」「神国」を誇示するのはあたらぬ
第8条	「万物生育」が天地の基本原則、泰平の時代に「兵乱の口上」は不適當
第9条	『明君家訓』の内容を支持、絶版は強制せず民意の動向に任せればよい
第10条	相對濟し令を徳政と受け取る社会的混乱の指摘に対し、貸借の「利害平等」は困難
第11条	儒教的な「治道」の精神に立つ点では国政も天下の統治も同じ
第12条	広内上書は「無礼」「下克上の詞」
第13条	役人・御家人は對「万民」ではなく將軍への「御為」にむしろ専心すべき
第14条	金銀の滞りない流通は町人風俗の趨勢で、過ぎた「驕奢」の発生がむしろ問題
第15条	「士民の真服」(『山下広内上書』)を將軍の「御樂」とする説への批判
「追加」1条	役人にとっての「御為」とは自身の利害を克服すること
同上2条	昨年と本年は五風十雨の「聖代」を実現、その認識こそ「御為」の基本

遣あるべからず。……墨子が兼愛の粕をねぶりたる口上なるべし」(14)と、冷静な分析を踏まえて低い評価を下すもの、そして③「金銀は世界に散れば万民ゆたかに、金銀すくめば万民困究するの論、尤よし。畢竟日本の金銀は皆將軍様の物なれば、別に御者

たて被遊御倉府に御たくはへ常人のやうに御貨殖可被遊いはれなきの意味、いやといわれず。しかし心は宜しくて詞氣過て病あるに似たり」(5)、「仏神御信心うすく被遊御座候と広内奉論たるの語、甚以一概なる口上、尤取にたらず。……併大名高家の御身分にて常に念珠をさまくり朝夕仏像にむかいて合掌の姿は、大将にしては少甘過たるやうに覚へ、予が如き一芥偏屈の士はさやうの太守を主君と奉崇事心中に慊ず。是も予が一概の病也」(6)、「日本は武国也、故に義を以て本とす、ケ様の貴国よりいやしき唐国の事を御手本に被遊候はいかゞと奉評たる文段、武義の論尤のやうに聞えて委しからず。鹿相の病あるに似たり」(7)、「尤哥舞蹴鞠の御作文ならば、広内が口上当れるなるべし」(9)、「匹夫の下賤として御上へ上書仕間敷物にもあらず。……下賤の言をも御用捨は御上の御聰明にある事なり」(12)、「下賤の情曾而御上へ不達といへり。此語諸人ともに尤と思へり。然れども至極の言葉あらず」(13)、「たゞ真を御楽被遊候へとの語、いやといわれぬやうにきこえてはつとしたる詞なり」(15)と、譲歩や部分的な同意を伴うものの三つに分類できる。

広内上書への批判をひとまず形式的に捉えたならば、単調ではなく強弱・硬軟の段階的な幅を持ち、区分可能なものといえよ

うのみならず、中間的といえる②には多様な事例が混在するものの、①には儒教道徳への無理解に対する指摘が、③には幕府・將軍の在り方やそれに対する人々の関わり方についてのものが多く、日本における「義」の模索に触れるものも交じる。

第二に幕府や將軍に対する肯定的な支持、尊重にかかわる語彙が本書には目立つが、その具体例と頻度を調べてみると、上位から「御為」(13)(14)(16)(17)(計三〇)、「御上」(5)(6)(7)(12)(13)(14)(計一六)、「將軍様(の御身分)」(4)(5)(6)(計四)、「御当代(当御代)」(3)(11)(7)、「御楽」(15)(いずれも計三)、「御作」(9)、「御政事(御政務)」(10)(17)、「御徳用」(13)、「御一箇」(13)(いずれも計二)、「人君の神器」(2)、「当君様」(3)、「人君の最上」(4)、「御明君」(4)、「御金言」(9)、「御作文」(9)、「御高論」(9)、「御一身」(11)、「御聰明」(12)、「御身分」(13)(いずれも計一)の順となる。広汎な分布が確かめられるが、第一位の「御為」は広内上書におけるキーワードでもある。

第三に広内上書以外の典拠からの引用箇所を全部挙げると、「近思録曰、胆欲太心欲小」、「古語に文王を称して小心翼翼たりといへり(再掲)」、「(朱子語類より) (1)、「燕雀は大鵬の心を不知のいはれ」(史記より) (5)、「楚王細腰をこのめは宮中に餓死するもの多といふ格」(荀子 他より)、「予カ先師山崎喜(嘉)右衛門、大和小学を著述して、去今の僧儒は釈迦の食なといふ魚をくひ持たと云女房をもち、儒者の坊主二つながら奇異のくせものと云置しは」(6)、「羞悪の心は義の端ともいへり。又孟

子曰、生亦我所欲也、義亦我所欲也、二者「不」欠「可」得兼、舍生而取義者也。又曰、蹴爾而與之乞人不屑也、「伯夷叔齊義不食周粟の語」(『史記』) (7)と、朱子学関連を押さえながら、経学、史書、諸子の代表的な書物からの抜粋が並ぶ。詩文集を欠くのは、博学や記誦詞章の学に与しない三近子の傾向を再確認する事例といえよう。

また漢籍に由来する概念と事項への言及を並べても、墨子兼愛、理一分殊、桀紂、智仁勇の三徳(『中庸』) (5)、句賤・韓信(『史記』)、予讓吞炭(同) (7)、蘇軾「喜雨亭記」、五風十雨(『論衡』) (8)、澹台滅明(『論語』) (9)、『大学』八条目、虞芮の訟(『史記』) (11)、芻言(『詩経』) (12)、以蠡測海・以管窺天(『漢書』)、始皇帝咸陽宮、墨子兼愛(再) (14)、樂・八音(『周礼』) (15)、五風十雨(再) (17)、といった例がその全容である。やはり朱子学を含む儒教に関するものが占めている。広内上書が武に象徴される日本の特殊性に強く傾くのは対照的である。

形式的な側面を本格的な考察への導入に置けば、『切磋藁』は儒教的な教養と価値観に立脚し広内上書と対立する一方、幕府・將軍の在り方を共通の課題としていることがわかる。そしてこうした枠組みの総体的な認識が「節義」の自覚を導くのではないかと推測が成り立つ。

二、將軍の「器量」をめぐる言説

幕府による評定所前箱つまり目安箱の設置は享保六年八月より

中村三近子の『切磋藁』について

実施、同閏七月二五日、日本橋高札場に掲げられた江戸町奉行の「覚」には、近年の「すてふみ」横行への対策から「御仕置筋之儀二付御為になるへき品之事」以下二条(諸役人の「私曲ひふん」、未詮議にて放置の「訴訟」の申し出)に該当すれば「かたく封し……訴人之名并宿書付」を条件に月に三日昼九ツ時を刻限に「直訴すべき事」と記されている。こうした「直訴」の制度化は將軍権力集中による独裁的な民意への処断と、それを下支える幕吏への督励との一環でもあった。¹⁰⁾

室鳩巢の加賀宛書簡を収録する『兼山麗沢秘策』に拠ると、『山下広内上書』の投函は同年九月二日早朝、また一読後「奇特」さへの「御機嫌」も良く、老中三奉行以下に直接これを示した將軍吉宗についても「扱々上の御度量広き事乍恐奉感候。上には一向に無御構、却て御機嫌に被思召候旨、御老中はじめ諸役人に被仰渡事、中々凡慮難量事にて諸人奉感候」と記している¹²⁾。専管事項として投書への対応を掌握しようとする將軍吉宗だが、幕臣からみれば独裁者には程遠く、器量の寛容さに優れた人物だった。時に辛口な鳩巢もこの点には同感する。

さらに鳩巢自身も「題は武門大和に乗と申候由、其書去方にて一遍ひそかに見申候」とこの上書を或る筋を介して閲覧し得た上で、所感を交えた報告を以下のように続けている。

去ども畢竟儒者にては治りがたく候間、日本は中国の風俗と違候由、又は儒仏神共に捨がたく候事、又謙信を聖賢の様に称し申事、是等にて御推察可被成、不足信用儀候へ共、御当

代事を少も不憚論申候。其処にはいか様尤成事も有之候。……右広内書中には上の被遊方は小器と申物に候。天下は左様にては罷成候。紀州を治られ候格に被思召候へども、天下と国とは違申候。御簡略と有之候得共、畢竟御手廻に罷成候。

其段衆人よく存候。中々心服不仕候。御鷹野は昔より有事には候へども民の難儀に及申候。……さて、何世にも人有之と存候て感涙に及申候。明君家訓をは細川殿家来武士訓の作者と同事と心得罷在候、減板被仰付可然などと書し、世に上の御作などと申者有之候、左候は、かやうの小さき事、上の被遊と存候ては、御為いか、候間減板被仰付候様との事にて候。¹³⁾

広内の奇特さへの好感は吉宗と同様である。武国日本の特殊性に偏向して儒教に無理解なのを不審に思う一方、吉宗の政治に対する直言についてはおおむね容認する。先の例では幕閣の人々に同調して吉宗の器量を称えた鳩巢だが、ここでは將軍にふさわしい器量の未達成を指摘する広内に関心を寄せる。また「明君家訓」についても鳩巢の自著であることに触れず、器量に劣る一陪臣の著述が將軍の実作と誤解されるのは「御為」の妨げとなるから絶版にすべきだと、広内上書の内容を改変して伝える。そして「畢竟御用に成人品とは不奉存候。其故歟御奉公の御沙汰不承候。去共当代には珍敷器量の人品と奉存候¹⁴⁾」というのが鳩巢の最終的な評価であった。鳩巢の広内上書に対する解釈とは「御為」すなわち幕府・將軍の利益となる政治的献策を要求する目安箱へ

の回答が果されていることを見届けるだけでなく、將軍権力集中策を裏付ける人物的資質に位置づけられる將軍個人の器量という問題を、心情的な賛美にとどまらない批判的考察の対象へと展開しようとしていることへの、確認の作業なのであった。

以上にみた言説空間を踏まえて行うべきは、このような器量についての議論を中心に据えた広内上書全体の分析であろう。まず「天下の政道をしろしめす御大將は、御好きらひのしれざるを以て用とし、細か成事に御心をよせられぬを以體とし……凡權威の身さへ度量狭窟しては難叶と御座候へば」(『山下広内上書』¹³⁾云々と、この上書でも器量が將軍の要件とされ、「天下の武將と備らせ給ふ御大將は、古より悉く奉撰將器……権現様已来、珍敷も當將軍様自然と御名將に御機備らせられ」(同前1)と、吉宗の稀有な個人的資質に期待が寄せられる。

さらに鳩巢の読みは的外れではなく、広内独自の器量論は批判的な忠言へと展開する。「御政道思召儘に行届かね、是のみ御身苦被遊、御工風御思案止時なく、是全天下を掌に治給ふに非ず。最初に御心を案じ、能々御心の治りたる以後ならでは、天下は全く治らざるものと承り申候」「惣て慮知思弁方便はかり事を以てなせる事には、是非の差別御座候」(同前3・4)というように、広内からみれば吉宗初年の才知に頼る对症的な諸政策は効果を持たないもので、將軍には「御心」を定め、その器量に相当する天下掌握の原則を弁えることの方が先決であった。

一天下を治させ給ふ御身に於ては、金銀は有生不滅の世宝に

て、いつ迄も不減して天下に融通しめぐる物にて御座候へば、大名以下の心とは各別の違ひ……米穀は一年切の物にて、悪年打統候得ば何方よりも入事なく、扱一日半日も無て不叶御百姓にて御座候。(同前6)

それは人々の生存にかかわる米穀の確保を第一とし、第二に金銀の生成不減を楽観視した上で、天下におけるその流通を促進すべきという経済上の原則を守ることであった。しかし現状では「当時御風儀乍恐奉伺候に、金銀を以て本心と被遊、米穀を以支體と被遊候。此前後黑白して大切至極の御事に御座候。只今此前後によつて、金銀の手足余程不叶様に相見へ申候」(同前11)と述べるように、優先順位の本来転倒を起し、自由な流通に委ねるべき金銀への過度な干渉を加えているのが幕府経済政策の実態であるという。反面、「金銀は片寄安きものにて、多有所へ段々集り、少くとほしき所は間も無減するものにて御座候へ共、上より随分融通自由に成候に御心を不被附候へば、兎角すくみ安きものにて御座候。是困窮と豊成の境にて御座候」(同前8・9)というのが、幕府の踏まえるべき貨幣経済の原則であった。

したがって個々の施策に対しても、相対済し令には「金子の公事御取上無御座候上は、曾て返弁金は不仕、依之新規貸金仕候もの無御座候。日本の宝すくみとなり、困窮の種となり候。……金銀は通るを以たからと仕候」(同前4)と、緊縮財政には「將軍様の御しまつ被遊金銀御溜め被遊候へば、一天下の万民皆々困窮仕候。纒の問屋共売物をメ候てさへ、其儘其物の高直になる」

(同前5)云々と、御家人切米支給の遅延には「第一御大切の御家人を纒の事にて御責被遊候へば、況下万民の事において御憐愍の無ところ、乍恐下下の奉察事に御座候」(同前7)と、鷹狩復活には「江戸近在殊の外困窮仕候事……御遊山の為に人民困め給ひ、御楽には被為成間敷御事に奉存候」(同前8)と、奢侈品禁制には「内福者のすくみ置し金銀を出させ候が、通用自在の元」(同前11)と、いずれも人々の困窮を招く故に否定的な評価が向けられた。

以上に関連して広内は「天然自然の道理を以天下国家の御為とは罷成候」「御為と申は、天下国家の為を指て御為とは可申候。當時通言に成候御為とは、金銀の御徳用と成候を御為と存込罷在候ものも多御座候」「天下万民国家の御為」(同前1・2・3)と述べ、先に確認した経済的な原則の遵守を含め、「御為」とは將軍が人民本位の善政を実現することであり、それは幕府・將軍の側に限つての金銭的利益を第一とすることではなかった。

ここまでみると広内の考える將軍の器量とは家臣団と庶民における金銀流通の自由がもたらす富の尊重に合致するが、それはあくまで別の目的を達成するための手段にとどまるものであった。

御威光撓付られ恐聞の上にて直り候得ば、内に反て気さし含候事明に御座候。……聞心の楽にて陰體にして、真に草木樂にはあふる、枝を切、或は指南して陽気の延やか成を育て、勢の長ずるを楽の最上とするは本心の楽、身の養生に成りて、陽體にして登する類皆是に外ならず……御米より大切の

中村三近子の『切磔藁』について

士民困候得ば、御軍用には猶不成候。……只士民の真服が御軍用第一にて御座候。武門の小乗と大乘とを御見分可被遊候。(同前14・15)

類する表現としては「四海泰平と申は、天下の万民内外能服し奉りたるを、全御代の治りたると申候」「全天下国家治り、万士万民も左を脱て服し奉るの法、其道に御座候。則武門の大道と申候」(同前3)、「御静謐成る御代の美景、武門の御手柄にて御座候」(同前11)も挙げられる。その目的とは、威光と強制に頼る支配では達成できない「楽」の境地としての、支配下の人々の真意からの將軍への服従であり、そのことを通じた武家政権としての幕府の安泰であった。それは広内にとつてみれば「武」の理想的な実現の姿でもあった。だから「天下の金銀は將軍の物なり。古より武將の金銀に御手支被遊たるを不聞。さらば御大事のあらん時は、海内の宝はおのづから集る事的然なり」(同前6・7)とあるように、金銀流通の自由といっても、それは將軍による別次元での一括保有と非常時の収奪を前提とする点で制約的なものだった。

ではなぜ広内はこうした考えを直言したのであろうか。その点については「江戸惣門所々の御番所、或は京、大坂、駿府御番所等の御番人士列の者は大概家来にて、歩行以下の者共は皆々当分雇ひの日雇を以て番人に拵置候……いかに御静謐の御代とは申ながら、平生戰場、戰場平生と御座候へば、余り御油断千万不心掛の至に乍恐奉存候。……此外共に武備の薄成事御賢察可被遊候」

「歴々の武士たるもの、近年はちと身を持たる町人方へ文通仕候に、大概大方様付の書通にて御座候。或は出会の節の挨拶等を承候に、互に殿付の口上に、武士町人の境も難見分、一座族間に御座候。……武威薄く成候証拠にて御座候」(同前9)と述べている。番方要員の粗略化や、町人の台頭によるコミュニケーション上の身分的な形式尊重の軽視など、「武備」「武威」衰退への危機感こそ、広内を大胆な「直訴」へと導いた社会的な背景なのであった。

広内上書の言説的な特徴は、鳩巢書簡にも確認される批判的な器量論をさらに構造的・術策的に解釈し、幕政批判および貨幣経済の促進による人々の生活の尊重という逆説的な方法論を用いることにより、武家政権への人々の自発的な帰属を、あらためて強固な目的として設定し直すところにあった。残る『明君家訓』の扱いについては次節に廻すことにする。

三、『明君家訓』と『武士訓』

室鳩巢著『明君家訓』は元禄五年(一六九二)の成稿、正徳五年(一七一五)に柳枝軒茨木多左衛門が著者を明かさず初版、享保初年にこれが幕府近習衆を発端に江戸中の評判を呼び、同六年(一七二二)、このときは鳩巢作とわかる形で同書肆から再版されている。

広内上書では「世俗専ら当將軍様御直作の書とて、或は誉め、或は譏り、其評区々にて當時はやり申候」(『山下広内上書』11)

と、この書が当時、將軍吉宗の作として流行している事実に触れ、それならば「恐ながら御氣質の顯れ申書を御弘め被遊候事、心有武士は乍恐浅間敷奉存儀に御座候間」(同前12)との理由で、ひとつにはその絶版を提案する。但しその一方、広内は「愚には全井澤が自作と決定奉存候訳は、井澤が書に、武士訓と申書御座候。此文と質ひとしく御座候へば、全以御上作とは不奉存候得共」(同前11・12)と述べ、井澤長秀著『武士訓』との内容的な一致を根拠に『明訓家訓』の井澤作者説を唱え、將軍の実作でないならば放任しても構わないという、もうひとつの結論を下している。しかしそれは『明君家訓』の記述への同意ではなく、井澤作とした上での、次のような厳しい批判があらためて向けられた。

此書の非は日本の弓箭と、漢伝の弓箭と相交、一質に覺綴りたる書にて、日本正道の弓箭に対して大成無礼至極なる書にて御座候。……都て異国の弓箭は人性の陰気厚生付候故、謀作を以軍の利を得ん事を計り、不義にして帝王を殺奉り、下賤より十善の位に立、只荒強のみを武勇と覺申候氣質にて、言語いやしく、……日本は陽気の武機応て政道の龜鑑とし、おのづから才智聰明にして清直剛強成事、天竺震旦に勝れて速なり。……是神道冥加之大道成が故に、往古より悪人悪逆の者数多御座候といへども、帝王をばいろひ不奉、是全義を專に守る国の印にて、唐土天竺に勝たる証拠にて御座候。

(同前12)

中村三近子の『切磋藁』について

「人性」における「氣」の陰・陽の相異を前提に、さらには皇室への尊崇をも踏まえた「神道冥加の大道」を引き合いに、とりわけ中国のそれに対する自国「日本の弓箭」の道徳的な優秀性を主張するのが広内の立場だった。その上で「漢伝の弓箭」すなわち中国の事例を肯定的に捉えるだけでなく、それを日本の事例と混同しているとみなされる『明君家訓』には、低い評価しか与えられなかった。こうした批判は同時に「日本に於て不義の漢伝を学び、何の為にか柔弱修行すべく、井澤が書によつて質をみるに、異国の風俗に移り度下心明に見へ申候」(同前12・13)と、『武士訓』への批判とも内容的に重なっていた。

また放任論の方にもその根拠が示されていた。それは「ケ様の儀を勿體なくも上の御作などともて遊候事、乍恐気の毒千万に奉存候得共、天下の政道をしろしめす御大將は、御好ききらひのしれざるを以て用とし、細か成事に御心をよせられぬを以體とし、爰を以名將の御機と奉称ものにて御座候」(同前13)と、ここでも將軍特有の器量の大きさが援用されていた。

この点に関連して広内上書の別条には「神仏をおろそかに被為成候様に申候。……士農工商の四民を以て国の機とし、神仏儒医の四道を以て国の慣として、天下は治るものに御座候。……機慣全甲乙なく揃はざれば、国病難治片荷を附る馬のごとく、つり合ざるものに御座候」(同前8)とある。財政的な要因から社閥連の出費を抑えようとした吉宗に対して、広内はこれを個人的な不信心の問題に置き換えて批判を行う。ここでの將軍の器量とはあ

さらに、四民の尊重とあわせて、天下統治の要具としての片寄りのない教学の採用を指していた。

ここで広内が指摘する『明君家訓』と『武士訓』の類似性について、この二つの書物における実際はどのようなのかも確かめたい。以下、両書から一点ずつ、二点一組の引用を幾つか並べる。

是式の儀に候へども、此両事にて滅明が心ざま正しく大様に
して、身の便をもとめず、才学をもつばとせず、をのれを
枉て人にへつらはぬ所あらはれ候。……某論語をよみ候て、
此所にいたりては大方感涙をおさへ候。某が家臣たる者は、
家老、頭分は子游を鏡にいたし、諸士は滅明を手本にいたす
べく候。(『明君家訓』73・74)¹⁹⁾

……是滅明がこゝろたゞしく、人にへつらはぬを、子游は甚
だ称しられたり。……人の頭たるものは子游をまなび、それ
より下は滅明をまなぶべし。(『武士訓』473)²⁰⁾

特に表現の似ている箇所には以下共、傍線を付した。まず広内の注目どおり、中国の事柄を称揚する代表例はこの一組、「子游、武城の宰と為る。子曰く、女、人を得たりや、曰く、澹台滅明なる者有り、行くに徑に由らず、公事に非ざれば未だ嘗て偃の室に至らざる也」(『論語』雍也第六、原漢文)を典拠に、行動と上司との関わりに潔癖な人物が用いられるべき「士」の模範として掲げられる。これは具体的な人物の事例だが、次はそれを一般化したものといえる。

節義の嗜と申は、口に偽をいはず、身に私をかまへず、心す

なをにして外にかざりなく、作法不乱、礼義正しく、上に不諂、下を不慢、をのれが約諾をたがへず、人の患難を見捨てず、かひゞしくたのものしく、仮初にも下さまの賤き物がたり、悪口など言葉の端にも不出、さて、恥を知て、首を刎らるとも、おのれがすまじき事はせず、死すべき場をば一足も不引、常に義理をおもんじて、其心鉄石のごとく成ものから、又温和慈愛にして、物のあはれをしり、人に情有を、節義の士とは申候。(『明君家訓』70・71)

士たらんものは、節義をもつべらたしなみ、一言一行も、武士の道にをいて、不吟味なることなきやうにと心がくべし。口にいつはりをいはず、身にわたくしをかまへず、内すなほに、外かざりなく、礼義たゞしく、作法見(ママ)だれせず、たつときにへつらはず、いやしきをあなどらず、富るにほこらず、まづしきを見すてず、人をそしらず、我をたてず、かげ言中謀いふべからず。(『武士訓』460・461)

『明君家訓』での後半部分の詳説が『武士訓』では略されるものの、「士」の理想的な内面性として「節義」をいずれも取り上げ、その説明内容もきわめて似ている。これに近い例としては、「義理にさときものは利欲にうとく、利欲にさときものは義理にうとし。義理にさときを以て士とし、利欲にさときをもて町人とす」(『明君家訓』81)に「士は義理にさときを専とすべし。義理にさときものは利慾にうとく、利慾にさときものは義理にうとし」(『武士訓』460)が並べられる。潔い「士」に望ましい資質で

ある「義理」はともに「利欲（慾）」と対立する。

次の一対は「学問」についてである。長文を引くが、ここでも要所の表現は酷似している。

学問とは別にかはり申儀はこれなく候。人たる所の道にて候へば、朝夕第一に可心得の処……さりながら当代、学問仕由申輩に、結句不学問の人よりおとり申もの有之候。其故は、此人元来をのれが才智にほこり、名利の心深くして、不学なりと人の申を無念に存、書籍をとりあつかひ、少々文字を知、古事ども端々覚候て、人をあなどりをのれに做るたすけといたし候。……しかれば書をよみ候も、古の聖賢の御言葉を種として、心身の工夫をせんためなれば、小学、四書、近思録のたくひを熟読いたし、余力あらば、五経などにも及、其義理を尋、一字一句も今日の上にひきうけて、悉修行の為にいたし候こそ、真の学問と申べく候。右の外書籍あまり不入事に候。……百年存命候とも、無学にて人たる道も不存候はゞ、何の益なき事にて候。（『明君家訓』69・70）

士たらんものは、特更おさなきより、まづ文学を専とすべし。学問は人の人たる道なれば、朝夕務るべからず。学問といへば、ひろきことのやうなれども、つゞむるところ、忠と孝とのふたつにいでず。其他は二つの理にこもれり。いにしへの聖賢の御ことばによりて、心をおさめ、身におとなふ工夫のためなれば、四書、小学近思録をよみ、師につきて、孝弟忠信礼義廉恥の理をたづね知べしたゞし専ら程朱の説によりて学ぶべし。かく

中村三近子の『切磋藁』について

して余力もあらば、五経にも及び、諸家にもわたるべし。たゞ一言半句にても、今日の上にひきうけて、修行とするを、学問の本意とするなり。たとひも、とせのよはひをたもつとも、道をしらずして、空しく年月をすこすは、人の人たるにはあらざるなり。（『武士訓』49・450）／学問したる人に、不忠不孝にして、無学の人よりおとりたるあり。（同前）⁴⁵²⁾

「士」にふさわしい「学問」とはいずれも、專業の徒が与するような「学問」そのものの目的化は採らず、朱子学の基本テキストに「熟読」の範囲を絞り、書物の知識を日常生活の反省に生かしながら、道徳的な面からみた「人」としての「心」「身」の向上を目指すものであった。またそうではない「学問」は「不学」「無学」にも劣るものとして厳しく非難された。²⁾

広内上書が否定的に着目する『明君家訓』と『武士訓』の類似性とは、表現上の問題として捉えるなら、なによりも同一書肆からの版行ゆえの、前者から後者への記載内容の部分的な転用というのが事の真相と思われる。²⁾しかしその奥底には、將軍の器量に関心を傾ける広内にはさほど自覚されず文章化されなかつた、「士」一般における問題としての「節義」「学問」に関する共通の認識が具わっていた。むしろこうした点は三近子の方がその継承者といえよう。

四、『切磔藁』における「器量」と「御為」

以上の考察を踏まえ、ここからは『切磔藁』の内容につき本格的な検討を行う。

まず確認できるのは、本書でも『山下広内上書』と同様、將軍の「器量」が重視される点である。ただし「人君の神器、なんぞ紀州よりの御供又は固有の御旗本と今日二つの御差別可有之哉」(2)、「天下を掌に極玉ふ人君の最上、殊更御明君と奉申將軍様の御身分、是式の事のみを奉誉は却而御器量狭隘に似たり。右の称美は常人に適當なるべし」(4)と、広内上書と同程度のそれではもの足りず、吉宗にはいっそう別格化される「器量」が求められた。加えて広内との明瞭な違いとして、このより優れた「器量」には、儒教を信奉する理想的な君主像のイメージが附随していた。したがって「古より無数の聖賢の万善をかくし、一事の胡乱を以て唐の全躰を蔽」うに過ぎない広内の中国批判は「至極の論にあらず」と退けられ、「御上には唐虞三代孔孟之遺教仁義の道徳を御崇敬被遊候義は難有事にあらずや。……曾而土地に預る事にあらず。聖賢の成法仁義の教を信するが古今の通法也」と、儒教道徳を日本・中国の地域差にこだわらず普遍的に捉える立場から、それを政治の基本方針に採用する將軍の姿勢が称えられ(以上(7))、「四海の治道御一身を不出、況一國の政を以天下に錯は聖人不易の大道也」(11)と、將軍には「聖人」の道を自身に体現して、その延長で「天下」の統治に臨むことが期待された。

將軍の「楽」についても、広内上書の批判に立つあらたな見解が示されている。

楽とは悦の十分にあまりたるもの也。真は信の本躰にして形なし。御楽程には御とりとゞめ被遊がたし。古より聖人も金石絲竹匏土革木とて八つの樂器をこしらへ哥舞して樂玉へり。別に唐虞三代の古へ真といふ物に節章句をつけて樂給ふといふ事は見えず。上天理に御そむき不被遊下万民のなやみにならざる御樂は、乍恐随分御心まかせに被遊候方が万民難有奉存事ならんかし。(15)

広内が「楽」を「士民の真服」と捉えたことを踏まえての指摘だと思われる。三近子はそのような内容理解が抽象的に過ぎることに異議を唱える。そこで解釈され直した「楽」とは、先にみた將軍像にふさわしく、儒教的な政治の具体的な実現を専制的に押し進めて民意を叶えることに他ならなかった。格上げされた「器量」に並行して、このような形でやはり儒教の、それも先にみた本書の引用・言及事例から、朱子学の「天理」に由来すると思われる民本主義的な理想論を附随させ、その意味で権力的に強化された將軍の姿が描かれていることが確認できよう。

次に問題となるのはこうした理念を踏まえた社会的実践への展開であろう。この点についても三近子はまず「広内兵乱の口上あり。凡人間世古より治世には太平を述、乱世には武備を語る。是古今の通俗なり」と述べ、「武備」の重視に傾く広内上書への反論から、むしろ「太平」の在り方を問うのが、この享保期の「治

世」に適した政策の立脚点であることを示した。そしてその上で「夫天地の職分は万物生育を役とし玉ふ。生々してやまぬは万古不易の造化なり。元より国々土地によりて年の豊凶あり。日本六州ともに五穀不熟の事あらんや。大豆をつかみて十畳の座敷にまくが如し。大豆の少量あり、多量あり。然れども根本の大豆は生育して一粒を減ぜざるがごとく」云々と述べ、当時の社会の実態に対する認識として、不均衡を伴いながらも結果的に破綻しない「生育」「造化」の貫徹がそこに見いだされた(以上⑧)。だから相対済し令の社会的波紋についても「凡天下の事、一方に利あれば一方に害あり。馬の蹄喫なるものは能走の道理にて、利害平等にゆき巨らず。借錢もちは徳政を悦び、借し主はかなしむ」(10)と指摘するように、本質上、金銭的な「利害」に不「平等」はつきまとうものであった。⁽²³⁾ 原則は崩さないものの、いわば経済上の誤差を実情として請け負い得るのが、三近子の描く「太平」なのであった。

このことと関連して、広内上書の「融通自由」の提唱にも、次のような批判が向けられた。

元より広内如申、大乘の道理よりみたる時は、天下一物としても將軍様の御有にならぬはなし。然れども節用愛人治国平天下の本なれば、御上に金銀虚乏すれば忽治道の差つかへに成べし。広内が論たゞ理一をいふて分殊を闕。是又黒(墨)子が教に、他人の物は我が物、他人の父は我が父といふ如く、人我分殊の差別立ざる論也。若御上に金銀御たくはへ無き時

中村三近子の『切磋商』について

は、億兆の臣民勲功忠勤ある時、御褒美可被下候其節、御倉に金銀なくては当座の褒賞何を以御当可被遊。奉天下諸民の所持は皆御上の物といはゞ、民の物を其時々、御押掠被成候而御褒美に御当可被遊哉。去はとりもなをさず桀紂がしわざなれば、御倉に金銀御たくはへ被遊候事、あながちに不可奉評。(5)

「生育」「造化」がどこまでも平等に行われるべきだとして原則つまり「理一」に拘泥すると、通貨総量の民間へのシフトから幕府の財源が不安定になるのみならず、もともと広内上書のこの主張が「天下の金銀は將軍の物」を前提とする限定的なものである以上、逆に非常時の収奪をもたらしかねないため、実は幕府のみならず民間の所有を保証する側面を併せ持つ「人我分殊の差別」を損ねるといのが、三近子の反対理由であった。語られるのは金銀流通の次元だが、ここには同時に、儒教の一面差別的な社会観を尊重する立場からの、墨子兼愛説にも等しい広内上書の実情軽視への批判も込められていた。さらにこうした反論には、次のような見解が付け加えられた。

凡万民は驕奢ノ心出やすきもの也。折々御上より奢を御戒儉約を御教訓の御触無怠慢世上へ廻りてさへ万民大過のおごりつよし。汝不^や知近年富有の町人銀座等の花麗、予常^やに思ふ、秦始皇帝咸陽宮の花麗三千の宮女の分野、今日千歳の後まで奢りの名を残せり。然るに当世富有の町人奢形は始皇帝より一等を増したる事必せり。……町人の身分花麗の人形を

調ずとも金銀すくむべからず。必広内ちつとも氣遣あるべからず。凡富有の町人風俗千万人ともに金銀を内につみ置すくめ置候事、病を恐る、より猶きらい申事なり。……金銀は天の運旋する如く、くるり、と瞬息の間断なく世界をめぐりて隙なし。(14)

見方を変えれば、「融通自由」は広内上書がことさらに説くまでもなく、利潤の増幅に余念の無い町人達の社会にすでに自生している現象であると三近子は考えた。そしてむしろそこから派生する「驕奢」のすさまじさこそが問題視され、それは幕府の儉約令によっても統制不可能な程の深刻さを抱えるものだとみられた。三近子にとって「融通自由」論の問題点を指摘することは、民間におけるそうした原則の暴走という、統制困難なもうひとつの実情の存在を提起することにも重ねられていた。

このような警戒含みでもある実情尊重の立場は、教学一般の流布においても適用されるものであった。その例として、第一に、吉宗の神仏への不信心を諫言する広内上書に対して、三近子は「凡信心信仰は一箇の心の倚とて外よりのつけやき刃を以て不信にいたる事あたわず。万物とかく上の御好に下效ならひ……もし又將軍様神仏ふかく御信心被遊候は、天下の人皆坊主杜人になるべきか。たゞ神仏は古今有来たる物なれば、古来罷通りに増減なしに被遊候義を奉申上候が順路也」(6)と述べている。権力の人々に対する特定な信仰の強制には、信教における内面的根柢の重要性を尊重するという点から否定的であり、在来の宗教

的慣行への容認もまた三近子の重んじるところであった。第二に、広内上書にみられる『明君家訓』の絶版問題についても「右之家訓当然至道の御金言ならば、万民の為永々不朽の重宝なるべし。若又利世安民の為に益なき書物ならば、世人用ひ奉るまじ。

是絶版同前なり。善悪の用捨は専万民に顕る事なり。……予も右の家訓熟読詠味するに、澹台滅明の御高論は奉感味に余り。たとひ又井澤氏が私作にもせよ、右之一巻篤実至道の格言なれば、世に行れて何の妨かある」(9)と説かれている。「節義」に名高い「澹台滅明」を掲げる点への支持から容認論に立つ一方、書物の社会的消長に関しては、権力による統制など行わなくても善悪の弁別能力を具えた民意の判断に委ねるべきだという考えが示された。経済の分野のみならず、人心の問題と大きく関わる教学の領域においても民間の実情の尊重を唱えるところに、三近子の基調が確認できよう。

これらの他に、『切磋藁』では広内上書にはみられなかった、「土」一般の在り方についても紙幅が割かれている。それは広内上書とは異なる、もうひとつの「御為」を提示するやり方で説かれるものであった。三近子にとっての「御為」とは「御為といふは御上御一箇の御身分の御為御徳用になる義を御為とみるが然るべし。諸御役人等なまじいに万民の為が御為と見込候は、却而不忠不義のあやまちあるべし。とかく御家人は御上御一箇の御為を一箇に取はからい、亦御上は何事も万民の為と被思召上候といふ口上にて、上下こも、円満といふべし」(13)と結論づけられる

ように、「御家人」から「御上」つまり將軍個人への専一な忠誠に意味を限定するものであった。これは「御為」を「万民の為」と捉える広内上書の理解において、その主体を將軍一人から家臣の個々に拡げると、かえって將軍向けの忠誠心が薄らぎかねないとの危惧から来るものであったが、最終的に目指すところは「御上」と「万民」との間における、「円満」な関係の実現に協力するところにあつた。さらに『切磋商』では「追加」二項ともに議論はこうした「御為」解釈の補足に充てられるが、下記の引用の通り、それは第一に「我が身」と自家の利得がらみでのみ任務に励む「役人」たちへの戒めであり、第二に、本年の「十雨」に象徴されるような善政の実現への意識的な参画を、読者に促すものであった。

元より御役人の篤実忠精の了簡を土台に立て、毫毛の末程も面々の経営妻子の勝手づくの貪着に克己いたし難れ切候はゞ、幾千万の御為出来いたすべし。己一分の建立の事心根にさしはさまば、成ス程の事皆我が妻子への奉公になり、方寸の心得違ひにて千里の間違有べし。……先我が身の経営を五分に相考へ、夫より御為の五分の御為も不可捨猶省察を加へば、十分の御為いか程も有事なれ。立身名利を捨切候而心力を用ひ候はゞ、二六時中御為かぎりなかるべし。(16)―「追加」1

当御代の御政務を奉試に、已に享保寅の当歳三百五十四ヶ日の内、三十六日穀雨を下し三百十八日快晴をあらはす。是古

中村三近子の『切磋商』について

代をためしに引に不及、直に十日の雨にして其しるし日本一州五穀豊饒民安全なり。…来りもせぬ麟鳳をいふてうそをつかんよりは、ヶ様の的面に有ル十雨の時になふ所をつけて、いさましく御為を取はからひ度物なり。たゞうかゝ、といたし日を送るは誠に醉生夢死と云べし。(17)―「追加」2

以上の考察から『切磋商』の記載内容を整理すると、第一に、本書における「器量」は広内上書のそれが「融通自由」を提唱しながらも「武」を本位とする政治支配の術策性を潜めていたのに対し、儒教的民本思想の遵奉そのものによる將軍権力のさらなる増強を図ろうとするものであった。しかしそれは同時に、経済、人心、教学流行の領域における、広内上書の原則重視ならざる実情尊重の必要性和その側面での権力介入の限界とを結果的に露呈させるものであった。第二に、三近子の「御為」は、広内上書への反論から幕臣の將軍に対する忠誠の必要性を再確認させることを明言するものであった。ただしこのような言説のうちには、上記のように生じた権力構造的部分的な空白に対処すべく、あらためて「士」一般の「節義」、これは広内上書が「武」における自国優越を主張するのに反して『明君家訓』と『武士訓』への共感並びに儒教道徳の普遍性を支持する立場に由来するものであったが、そうしたものに支えられる將軍対武士階層・民間の一元的な支配関係を樹立してゆこうとする意図が含まれていたのである。

むすびにかえて

『切磋藁』の著された享保初年は鷹狩復活、目安箱設置、紀州派家臣団の形成など、將軍権力の強化策に重点の置かれた時代であった。²⁴⁾これに対し幕府ブレン儒者の鳩巢のみならず、広内、三近子ともに牢人・在野の立場からこれを支持する言説空間に参入を図ろうとした。その上で三近子の場合、立論の素地は幼少時の師である山崎闇斎から学んだものと思われる朱子学の基礎的な教養であり、さらには鳩巢や井澤の書物とも共通する士道論的な「学問」尊重の立場であった。武国日本の偏重に相反し、三近子の立脚点はあくまで儒教にあったといえる。長期の空白を経て民間教導家としての著作量産期に進もうとする三近子は、従来からの京都町人の代弁者的な姿勢を維持するのみならず、こうした幕藩体制の同時代的な傾向を踏まえた言説との接触を、数年後における出版界再登場への準備段階としていたのである。

『切磋藁』はまた、民間教導に関するいくつかの有益な見地を我々に提供してくれる。本書中の「器量」論は、いっそう実情にきめ細かく関与しうるものとして、幕府・將軍の働きかけに対する民間教導の独自のな余地を見いだすものであった。このような実情の尊重は朱子学の「理一分殊」の概念により説明されていたが、後年になるとその解釈は「公」「法」に対する「私」「分別道具」へと展開する。²⁵⁾このとき三近子におけるものごとの実情とは、幕政とりわけ法度政治では処断しきれない、それとは異なる

配慮を仕向けるべき対象という意味を付加するものであった。『切磋藁』では本来、天地造化の原則への拘泥に対するものであった実情が、ここでは明瞭に、幕政の処置に対するものへと変容したのである。享保改革のもと、自生する知と民心の領域、すなわち出版業、往來物、手習塾、学問所にも及ぼうとする、²⁶⁾將軍権力の教化政策と競合するものとして、こうした民間教導の実情尊重的な性格がまず第一に定義づけられよう。

その一方、「士」一般の資質に限られていた「節義」は三近子においてのちに、「見女」を対象とし「日用の心がけ」を内容として、その意味を拡げることになる。²⁷⁾このことはより広汎な階層の人々に「上下こも、円満」の前提としての、將軍への忠誠である「御為」を要求することにも繋がり、このような事柄は先の規定と同時に、儒教的な君臣秩序を基軸に据え、幕藩体制の構成要素としても積極的に機能しようとする、民間教導のもうひとつの性格を示すものであった。

なお寛政年間に松下広内上書を同僚の老中らに提示してその感想を求めたが、このとき複数の人物が享保期と比較しての、この時期の「困窮」「奢侈」の深刻さと、厳格な方法による対策の必要を提案している。寛政期からの照射として三近子の民間教導を捉えるならば、それは「太平」認識の産物であり、強制的な性格を内在している幕府通例の教化政策に比して、民間への信頼とその自発性への即応という性格が、やはり色濃かったのではないだろうか。

『切礎稿』にみられた民間教導論の端緒は、以降の著作において、実践を伴いその本格化へと展開する。このとき三近子は民間教導論におけるこれら当初の複数的な性格を反映させ、往来物、節用集、教訓書、教訓絵本詞書部分など庶民教育の関連書に加え、享保期における教化政策との共存や交渉を意識してのことであろう、『六論衍義小意』や『温知政要輔翼』というそれに関連する著作の解説書にも手を広げ、きわめて集中的な執筆活動に精するのである。

注

- (1) 関連拙稿に「元禄・享保期の出版文化と往来物作者たち」『教育史フォーラム』創刊号、「近世往来物作者における庶民教育論——中村三近子を事例として——」『日本教育史研究』二五、「謡曲画誌」詞書部分の考察——往来物作者中村三近子における「善念」の側面——『文化史学』六二 以上二〇〇六、「史料紹介・中村三近子著『温知政要輔翼』（京大大本）について——『東海近代史研究』二八、「『女大学宝箱』と『女中庸瑪瑙箱』——中村三近子系の女子用往来物をめぐる比較的考察——」『関西教育学会研究紀要』七、「中村三近子の初期往来物について——『書札調法記』と『用文章指南大全』——」『文化史学』六三 以上二〇〇七、「中村三近子の享保期往来物について——『四民往来』と『一代書用筆林宝鑑』——」『同志社大学ヒューマン・セキユリティ研究センター年報』五、「六論衍義小意」考——中村三近子の教訓科往来物について——『教育文化』一七、「中村三近子の『学問』と楽天主義——増穂

中村三近子の『切礎藁』について

残口・佚斎楊山の談義本から『見戯笑談』へ——『文化史学』六四 以上二〇〇八、「中村三近子における仁政と民間教導論——『温知政要輔翼』を事例に——」『教育文化』一八 二〇〇九。

- (2) 「山内」「幸内」の例もみられるが『切礎藁』中の表記に従い本稿では広内に統一。

- (3) 中野『戯作研究』中央公論社 一九八二—二〇八—二六頁。

- (4) 「武士訓に日本の武士は義を守るといひたしと井沢氏の了簡も……さすが武士より経書をまなび□たるゆへ、世の儒者とは格別に聞えて心ちよし」とある。享保一四年刊、京都大学附属図書館蔵本より引用。

- (5) 同書肆享保四年版行目録、同六年蔵版目録（『近世出版広告集成』

一 ゆまに書房 一九八三、所収）に拠る。柳枝軒は井澤および貝原益軒、西川如見の著作も「独占的に開板」（今田洋三『江戸の本屋さん——近世文化史の側面——』日本放送出版協会 一九七七—五七頁）する。

- (6) 国会図書館本は『明君家訓』と、内閣文庫本はかほ定信ら「四侯評論」（『白川侯』物価論（寛政元年一〇月）「附論」と、それぞれ合綴。『国書総目録』を参照。

- (7) 京都大学附属図書館蔵本。『象の貢献』中には「切礎藁十雨の説」との小題を掲げる一節の他、「余が切礎藁の中、十雨の一条を抜萃して児女のために節義をす、むるもの也」（『日本近年十雨の瑞例』）ともあるが、引用中の表現に若干の変更がみられる。

- (8) 以下とも特に断りのない限り中野三敏氏蔵本『切礎藁』から引用。付記の括弧付数字は「追加」を含む計一七条の通し番号を示す。

中村三近子の『切磋藁』について

- (9) 『徳川禁令考』後聚第三 司法省庶務課 一八九五 一三〇・一三二頁。
- (10) 辻達也『享保改革の研究』創文社 一九六三 一一一・一二二頁、を参照。
- (11) 九月四日付、加賀藩家老奥村修運宛書簡に「一昨朝も未明より訴状上げ申共(ママ)箱出申を相待罷在、箱出申と其儘打こみ申由に候。…浪人らしき者麻上下にて挟箱もたせ參候て訴状取出し入申」云々とある。『日本経済叢書』巻二 大鏡閣 一九一四 四六二頁。
- (12) 一二月九日付、山本基庸宛書簡 同前四七四頁。
- (13) 一二月二四日付、青地礼幹宛書簡 同前四七五・四七六頁。
- (14) 「若御上作にも御座候は、…絶板に被仰付可然奉存候」ものだが「井澤が作にさへ相極候は、其分に御捨置被遊候は悪敷ものにて無御座候」というのが『山下広内上書』の判断である(12・13)。以下共『日本経済叢書』巻五、所収本より引用、括弧内数字は同書頁を示す。
- (15) 享保七年二月二八日付、奥村修運宛書簡 『日本経済叢書』巻二 四七九頁。
- (16) 辻達也『徳川吉宗』吉川弘文館 一九五八、を参照。同書は広内上書を「当時幕府がおこなっていた緊縮政策・府庫致富策に徹底的な批判をおこない」(四八頁)云々と紹介する。他方、大石慎三郎氏は広内上書を「米穀を軸とする農政の重視を提言」するものと紹介する。同『享保改革の経済政策』御茶の水書房 一九七九増補版 五頁。
- (17) 柴田篤・辺土名朝邦『中村惕齋・室鳩巢』明德出版社 一九八三 一五六・一五七頁。鳩巢については中村安宏「室鳩巢の朱子学麥容」『日本思想史学』三〇 一九九八、も参照。
- (18) 井澤本人は自著でない事を証言する。白石良夫「井沢蟠龍の著述とその周辺」『近世文芸』四五 一九八六、を参照。
- (19) 以下共『日本思想大系二七 近世武家思想』岩波書店 一九七四、所収、正徳五年刊本より引用、括弧内数字は同書頁を示す。以下共『武士道叢書』上巻 博文館 一九〇五、所収、正徳五年刊本より引用、括弧内数字は同書頁を示す。
- (20) あきらかに『明君家訓』にはみられず『武士訓』のみに特徴的な内容は「そも、武士のはじまりをたづぬるに、ちはやぶる神代のむかし」(同48)で始まる一卷第一条、冒頭に「武術おの、異なれども、勝負の理はいづれもひとし、しばらく管見をしるして、後人にしめすのみ」(同前48)と記す五巻の各条である。なお同書四巻末に「右四巻は、近世印行の〔大和〕俗訓、家道訓、〔和俗〕童子訓、五常訓、及其他をしへをしるせる和字の書どもに、もれたることをとりひろいて、武士道のあらましを書のするものなり。此書のみをよみて、くはしからずといふことなかれ」(同前48)とある。同じく柳枝軒から刊行される益軒本を内容的に補充しうる別系統の教訓書というのが、版元側としての『武士訓』の謳い文句であった。
- (22) 両書の類似性は、近藤斉『近世以降武家家訓の研究』風間書房 一九七五 八一頁、がすでに指摘する。
- (23) 『山下広内上書』の「融通自由」もまた「金銀は有生不滅の世宝にして、いつ迄も不滅して天下に融通しめぐる物にて御座候へば」(同6)、「とかく世界は車の輪のごとく、行をとむれば、

出るかたよはし。是天道の御律儀なる御よそほひにて御座候」(同前10)と、「生育」「造化」の説に程近い世界観に基礎づけられていた。

(24) 大石学『吉宗と享保の改革』一九九五 東京堂出版、同編著『日本の時代史二六 享保改革と社会変容』二〇〇三 吉川弘文館、を参照。

(25) 「公ケは理一私は分殊なるべし。……古より法は重く人は軽しといへり、これ公論なり。……理一分殊又権道などいへる分別道具が入べし」『温知政要輔翼』享保一六年成稿、名古屋市鶴舞中央図書館蔵本。

(26) 横田冬彦「近世村落社会における〈知〉の問題」『ヒストリア』一九九 一九九八、辻本雅史「幕府の教育政策と民衆」辻本・沖田行司編『新体系日本史一六 教育社会史』二〇〇二 山川出版社、を参照。具体的な政策としては享保七年の『六論衍義大意』版行と江戸市中手習師匠への頒布、出版取締令、同八年の菅野兼山の会輔堂への支援、同一年の懷徳堂の官許など。

(27) 『家の貢獻』(前掲本)より以下引用。「節^{はぶしよ}義^{よし}、本行に節義の二字をついでに児女のために、此二字のみを説て日用の心がけの爲にす。節といふは、物事よく相応する事なり。義は諸書にいろ、とくくゆへ、むつかしく聞ゆれ共、畢竟手みぢかく不義非道をせぬ。がすくに義也。人間の心得に毎日入る事也」。

(28) 「困窮までも今の困窮は病根むつかしく奉存候。……右の通故、小兒に灸をすへ、病後に食をひかへ候やう成る以果敢御行ひ不被成候ては不相成かと奉存候」寛政二年一月九日付、老中本多忠籌「御答」前掲『日本経済叢書』巻五 一八頁、「享保の頃に奢侈を被制候は、当時の勢よりはやうやく易き方にも可有之哉と奉存

候。当時の勢は漸々滋蔓に及び候所にて稍々難き方に被存候。……当時は裏屋住み者迄も美食美服最何とも不存風に成行候哉と奉存候。少しは攻撃の劑をも用不申候はでは行とゞき申間敷、寛猛相救候御論妙処に可有之と奉存候」同月一九日付、老中松平乗完「御答」同前三三頁。寛政期の幕府教化政策については、本山幸彦『近世国家の教育思想』思文閣出版 二〇〇一 一九九・一〇〇頁を参照。

〔後記〕平成二十一年三月、『切磋藁』の原本を御貸与頂いた中野三敏先生(九州大学名誉教授)の御学恩に対して、心より御礼申し上げます。

中村三近子の『切磋藁』について

*二〇〇九年十月十五日受付、十一月十八日掲載決定